

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前 9時53分)

---

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、それでは、12番、柳岡稔君、2番、松岡のり子君の2名を本日の議事録署名委員に指名します。

なお、会議書記には事務局、小山邦之君を指名いたします。

---

◎議案第1号

議長 それでは、議題、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和4年7月28日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和4年8月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容につきましては、志岐課長補佐から説明をさせていただきます。

議長 それでは、志岐課長補佐、説明を求めます。

志岐課長補佐 産業振興課の志岐です。よろしく願いいたします。

今月上程いたしました農用地利用集積計画について説明いたします。

お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案1件となっております。

計画でございます。利用権を設定する貸手は新井の方、使用貸借の設定で、農地の所在は新井字清水貝戸328番1ほか5筆。現況地目は畑及び田。面積は合計で5,757平米となっております。借手は株式会社貫光農園はるな山で、利用目的は普通畑利用。

貸借期間は令和4年9月1日より10年間で令和14年8月31日までとなっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。

議長 議案第1号について、事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

ここで、志岐課長補佐、退席を認めます。

(志岐課長補佐退席)

---

#### ◎議案第2号

議長 それでは、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書5ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1。農地の所在は大字新井字長谷津2621番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は595平米です。権利は賃貸借。貸付人は新井の方です。借受人は新井の方です。転用目的は露天駐車場。施設等につきましては露天駐車場用地となります。転用理由につきましては、借受人は申請地近くで中古車販売等を行っているが、従業員や社用車等の駐車場が不足しており困っていたところ、貸付人と話がついたため、申請地を駐車場として利用したいとのことでございます。また、貸付人は借受人の申出に応じ申請地を貸与するとのことでございます。備考でございますが、農振除外済み。農地区分、2種農地。継続審議案件となっております。

議長 番号1について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番、小池君。

小池委員 推進委員5番の小池です。

ただいま1番につきましては事務局長の説明のとおりでございます。

これは先月に申請があったものですが、申請人に農地相談に来てもらって話を聞いてから判断したほうがいいのではないかという意見がありまして、継続審議事案になっております。

場所につきましては、現地確認調書の2ページを見ていただきたいと思います。

バイパスから600メートルほど東に行ったところの県道の南側になります。その道路の北側に申請人の会社があるのですけれども、ここに建物がありまして、平成30年7月に駐車場の申請があり、許可されたわけですが、しばらく駐車場として使っていたのですけれども、資材置場というのは申請人の西側の部分に当たりますけれども、そこに今太陽光の設備になっていて、残りは駐車場として現在も使われておりますが、こういうことをされるのが心配なので、農地相談に来てもらって話を聞きたいということだったのですけれども、当日のスケジュールが合わないということで欠席になりました。事務局で聞き取りをしたところ、まずこの太陽光になっている部分につきましては、転用目的の駐車場として使用した後に売却したということです。残りの部分は現在も駐車場として使われております。あと、今回の場合は賃貸借ということで、所有権が変わらないということで、前回のように例えば違うものを作ってしまうということはしませんということを確認しております。

以上のことから申請人としては転用目的外には使わないというような話をしておりました。また、申請地周辺には農地と隣接することはなく、農地に問題を起こすようなことはないと思いますので、私としては許可相当と思いますので、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、番号2について説明申し上げます。

議案書5ページ、現地確認調書も5ページからとなります。

議案第2号、番号2。農地の所在は大字新井字下新井3345番10。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は988平米です。権利は所有権移転売買。譲渡人は新井の方ほか2名です。譲受人は新井の方です。転用目的は鉱工業用地。施設等につきましては貸工場用地。面積は320.48平米となっております。転用理由につきましては、譲受人は経営する会社に賃貸していた工場用地が県道工事予定地にかかり、移転を余儀なくされたため申請地を譲り受けし、その代替地として利用したいとのことでございます。譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことでございます。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地となっております。

以上で、番号2の説明を終わります。

議長 番号2について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案第2号、2番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。若干周辺状況について補足説明をさせていただきたいと思っております。

現地確認調書の5ページ、6ページ、7ページをお開き願いたいと思っております。

まず、今回の申請地につきましては、バイパスの雛子の信号を西側のほうに50メートルほど上がっていったところの左側でございます。この道路については今県道の拡幅工事中ということで、この道路についても拡幅の予定でございます。その道路拡幅に伴いまして、申請地の隣にある工場の約3分の2がこの道路にかかって、工場の機能が大幅低下してしまうということで、今回隣の隣地を移転売買ということで買い取り、工場の追加、こちらの方に拡幅するというような案件でございます。そういった形で申請地の北側については、これから県道の道路拡幅ということで県道に面してくる。東側につきましては村道がございます。それから、南側につきましては農業用水を挟んで宅地でございます。西側については畑が隣接するというような形でございます。

この申請地につきましては、事務局長の説明のとおり、約320平米の工場をつくるというようなことでございます。そういった関係で、その工場における生活用水、トイレ、流し等の排水については北側に面する今度県道になりますけれども、そちらの公共下水を使って処理をします。また、駐車場等については一部舗装もあるのですが、バラス等によって自然浸透というようなことでありますけれども、北、東側のほうに集水します、こちらを設けて自然浸透というような形で処理をし、処理し切れないものについては東側の村道の側溝に流すというような形でございます。申請地は

第2種農地ということでございます。隣接する農地が西側の畑というようなことでありますけれども、ほかの農地に与える影響等についてはないものと思われまますので、今回の案件については許可相当と思われまます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上でございます。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。  
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。  
番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めまます。  
(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当としまます。  
以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付しまます。

---

◎その他

---

◎閉会

(午前10時50分)